

# 特別指定区域図 (宗佐地区)

## 凡例

### 特別指定区域

地縁者の住宅区域  
集落周辺に、通算して10年以上居住する者の住宅が許可可能な区域

新規居住者の住宅区域  
住居者の減少に対処する必要がある集落における、新規居住者（集落に居住している期間が10年未満の者を含む）の住宅が許可可能な区域

既存事業所の拡張区域  
建築後10年以上たっている事業所の敷地を拡張して建て替える区域

地縁者の小規模事業所区域  
地縁者の経営する小規模事業所（商業施設を除く）を建てられる区域

宗佐地区界

※注：開発許可を受けてきた団地であるため、誰でも住宅の建築物を建築できます。

0 50 100 150 200m

